

1 第6期障がい福祉計画推進の基本方針

(1) 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

(2) 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについての理解促進を図ります。

(3) 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所を希望される方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとともに、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには介護者の急病等の緊急時においても、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進する。

さらに、障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営が行われるよう指導に努めます。

(5) サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

(6) 保健福祉・医療施策の充実

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の

すいしん はか
推進を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

(7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともにサービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

(8) 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援・通所支援・入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援に地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

(9) 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

(10) 自立と社会参加の促進・取組定着

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

(11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある方が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

第4 計画推進のための具体的な取組

I. 北海道障がい者条例の施策の推進

1 北海道障がい者条例の施策の推進

【現状と課題】

- ・ 社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。
- ・ 一方、わが国は、権利擁護に関し、障害者差別解消法制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、障害者の権利に関する条約を批准しています。
- ・ また、道においても北海道障がい者条例に基づき、障がいのある人の権利擁護や暮らしやすい地域づくり就労支援を推進しており、今後は一層の取組が求められています。
- ・ 障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となるよう、福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備が必要です。

【考え方】

- ・ 障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、権利を最大限に尊重することなどについて、地域の相談支援体制の充実や地域づくり委員会での権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供、市町村における成年後見制度の利用促進の取組の支援など、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。
- ・ 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じます。

(1) 北海道障がい者条例の施策の推進

【推進の視点】

- ・ 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

【推進施策】

① 北海道障がい者条例の主な施策（3つの柱）の推進

- ・ 障がいのある人への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮（合理的配慮）に努めます。
- ・ 道と地域づくりコーディネーター*19が連携し、地域づくりガイドライン*20を活用しながら、市町村が進める相談支援体制づくり等の取組を支援します。
- ・ 「北海道障がい者就労支援推進委員会」を活用し、障がいのある人の就労支援の充実に努めます。

また、障がいのある人に対する支援はもとより、「働く障がい者」を支援する企業の取組の周知や

指定法人*21を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進めます。

② 北海道障がい者条例に関連する各種施策の推進

- 障がいのある人の権利を実現し、社会参加を確保するための社会生活に関する施策に当たっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき推進します。
[施策の推進に当たっての基本理念]
- 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
- 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
- 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において総合的に取り組むこと。
- 道内における地域間の格差の是正を図ること。

③ 社会情勢に応じた条例内容の検討

- 障がい者施策に関する法律の施行などによる社会情勢の変化に応じて、条例の内容について検討します。

「合理的配慮」とは

北海道障がい者条例第20条では、障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいうと規定されています。

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人に対する差別や偏見は未だに存在しており、差別や偏見、虐待のない社会をつくるためには、障がいに対する理解を深め、障がいのあるなしに関わらずお互いの存在を尊重し、暮らしやすい地域づくりを推進することが必要です。

また、日常生活において支援が必要な方が、安心して暮らすことができるように、成年後見制度をはじめとした権利擁護施策の充実を図ることが必要です。

【考え方】

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、権利を最大限に尊重することなどについて、地域の相談支援体制の充実や地域づくり委員会での権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供、市町村における成年後見制度の利用促進の取組の支援など、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

(1) 権利擁護の推進・虐待の防止

【推進の視点】

- ・ 障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、障がいのあ
 人の権利擁護と暮らしづらさの解消が必要です。

また、権利擁護を推進するため、関係する制度を道民に対し周知することが必要です。

- ・ 虐待は、障がいのある人の尊厳を害するものであり、自立と社会参加のためには、障がいのある
 人に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。

【推進施策】

① 地域づくり委員会等の取組

- ・ 全道14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会*22」において、中立・公平
 な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について、当事者や関係者と
 協議等を行いその解決を図ります。

また、道本庁に設置している「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部調査部会*23」

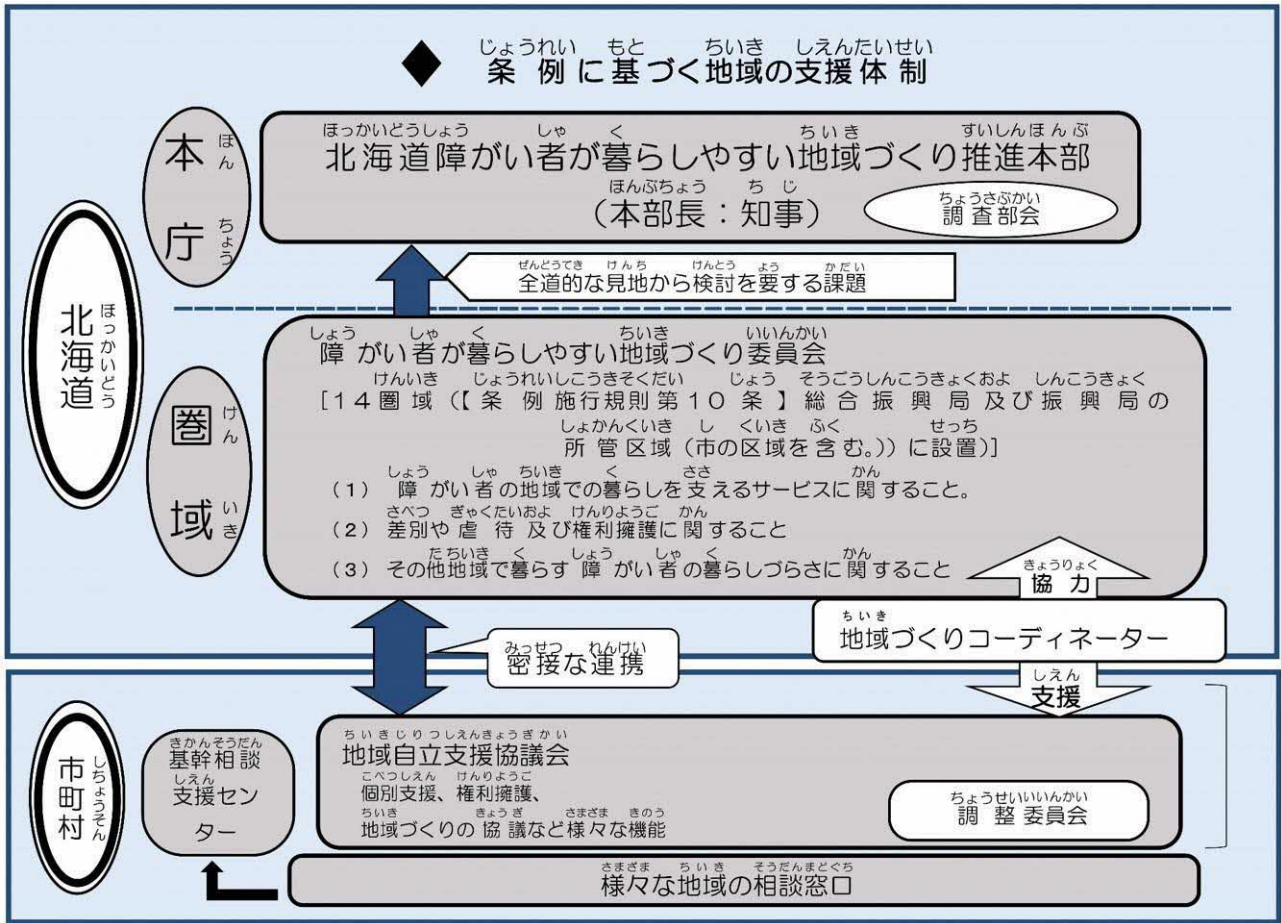
において、地域づくり委員会から求められた全道的な見地から検討を要する課題等について審議し、
 解決を図ります。

- ・ 市町村の協議会*24において、権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の関係機関が協議
 し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう、地域づくりコーディネーターの支援を通じて、
 地域づくりガイドラインの活用を働きかけていきます。

② 制度の周知

- ・ 「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、広く道民に周知し、一層の活用を働きか
 けます。
- ・ 障害者虐待防止法や障害者差別解消法など権利擁護に関する制度について、当事者及び福祉や
 教育の関係団体と連携しながら、普及・啓発を図ります。

図4 【北海道障がい者条例に基づく地域の支援体制】



③ 虐待の防止

- 障害者虐待防止法に基づき道が設置している「北海道障がい者権利擁護センター」において、障がいのある人への虐待防止等を図るとともに、市町村が設置する「市町村障害者虐待防止センター」において、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。

また、弁護士など専門家が対応する障害者110番事業の実施など、権利擁護の取組を推進します。
- 虐待を受けた人が、速やかに相談できるよう、相談先や通報先の周知徹底を図り、虐待を通報した人が、不利益な取扱いを受けないよう、関係機関に対して、障害者虐待防止法の趣旨についての理解・普及に努めます。
- 障害福祉サービス等、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所に対して、研修を実施するなどして虐待防止や権利擁護に関する指導を徹底するとともに、当該事業所等における障害者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、障害者総合支援法に基づく監査等を実施し、当該事業者に対して障害者虐待防止法の規定による権限を行使するなど、速やかに対応します。

(2) 成年後見制度等の活用促進

【推進の視点】

- 障がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要がある人が、支えの必要がない人と等しく、本人らしい生活を継続していくためには、相談支援体制の整備や成年後見制度等をはじめ

めとした権利擁護支援策の充 実が必要です。

【推進施策】

- ・ 成年後見制度を必要とする人が制度を安心して利用できるよう、市町村に対し、必要な経費について助成事業の活用を促すとともに、相談支援体制の整備や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の取組について支援します。
- ・ 財産の管理や日常生活を支える必要がある人に対し、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービス利用援助の取組の普及に努めます。

(3) 理解の促進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人もない人も、共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めていくことが必要です。

【推進施策】

- ① 障がいを理由とする差別の解消の促進
- ・ 障害者差別解消法について、市町村や障害福祉サービス事業所などの関係機関はもとより、広く道民に対し制度の普及・啓発を図ります。
 - ・ 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会が、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、協議やあっせんを行って解決を図ります。
 - ・ 地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取組の協議を行います。
 - ・ 道は、障がいのある人の差別の解消に取り組むために作成した、職員の対応要領*27や事例集について、内容の充実に努めるほか、市町村に対し、引き続き職員の対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけます。
 - ・ 障がいがあることを理由に資格・免許等を与えることを制限又は禁止する「欠格事項」について、国の見直しの状況を踏まえ、障がいのある人の人権が損なわれることのないように対応します。



※職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」

※職員対応要領については、ホームページで公開しています
 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoi taiougadekirupe-zi.html)

② 障がいのある人に対する理解の促進

- 障がいのある人の意見を障がい者施策に反映させるため、障がい当事者が委員となっている北海道障がい者施策推進審議会を開催するほか、その他の関係審議会委員などへの当事者の登用や、障がいのある人に関する計画、政策などの意思決定機会への参画を促進します。
- ヘルプマーク*25やヘルプカード*26の普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。
- 「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。
- DVDの貸出やインターネット上への動画のアップロードなど、映像等を活用して、学校や企業、生涯教育の場等を通じた障がいに対する理解を促進します。



※ヘルプマーク

③ 福祉教育の推進

- 障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の道民が、心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。
- 障がいのある人との、幼少時からの交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大

を^{はか}図ります。

- ・ 障^{しょう}がいのある人とのふれあい・交^{こう}流^{りゅう}をテーマとした体験作文やポスターの募集等を通じ、障^{しょう}がいや障^{しょう}がいのある人に対する理解を促進します。
- ・ 思いやりの^{おも}こころを醸^{じょう}成^{せい}するため、福祉教育の一環として、福祉読本の活用を促進し、福祉のま^{ふく}ちづくり等に関する理解を深めます。

(4) 地域福祉活動の推進

【推進の視点】

- ・ 障^{しょう}がいのあるが地域づくりへの参加を促進するために、普及・啓発、交^{こう}流^{りゅう}の機会^{きかい}の拡大を進めていくことが必要です。

【推進施策】

① 啓発活動の推進

- ・ 「障^{しょう}害者週間」や「道民福祉の日」など各種行事の実施により、啓発に努めます。
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、普及・啓発の実施や推進体制の整備、市町村や民間事業者に対する支援に努めます。

② 交流機会の拡大

- ・ 住^{じゅう}民^{みん}が障^{しょう}がいのある人と共に参加する障^{しょう}害者週間記念行事などの啓発活動やスポーツ・文化活動等、地域の特色を生かした交^{こう}流^{りゅう}機会^{きかい}の拡大に努めます。
- ・ 障^{しょう}がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障^{しょう}がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- ・ 広く住^{じゅう}民^{みん}を対象とした一般のイベントや行事が、障^{しょう}がいのある人も参加することを前提に、地域で日常的に企画されるよう、啓発や情報提供に努めます。

3 就労支援施策の充実・強化

【現状と課題】

- ・ 就^{しゅう}労^{らう}を希望する障^{しょう}がいのある人を取り巻く本道の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。
このような中で、障^{しょう}がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障^{しょう}がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。
- ・ 道内各地域において様々な分野の機関が連携した障^{しょう}がいのある人の就^{しゅう}労^{らう}を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、就^{しゅう}労^{らう}系事業所からの一般就^{しゅう}労^{らう}の推進、多様な就^{しゅう}労^{らう}の機会^{きかい}の確保、福祉的就^{しゅう}労^{らう}の底上げが必要です。

【考え方】

- ・ 障^{しょう}がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障^{しょう}がいのある人の意欲や特性に応じた、就^{しゅう}労^{らう}機会^{きかい}の

かくだい こうちん ちんぎん すいじゆん こうじょう しょくばていちやく そくしん
拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

（1）道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人がいきいきと働くことのできる地域社会の実現のためには、地域の方々、障害福祉サービス事業所、企業、行政等すべての道民が、「障がい」や「障がいのある人が働くこと」について理解を深め、地域社会全体で応援する体制づくりが必要です。
- ・ 福祉的就労における工賃向上のための障害福祉サービス事業の安定的な運営に向けて、民間ノウハウを積極的に活用し、就労支援のための総合的なサポート体制の充実が必要です。

【推進施策】

① 働く障がい者に対する道民の応援

- ・ 障がいのある人の就労に関する理解を促進するため、道民一人ひとりにホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用し、雇用事例や障害福祉サービス事業等の情報提供を行うとともに市町村における広報などの取組を進めます。
- ・ 道民による障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所や生産活動を行う地域活動支援センター）や障がいのある人を雇用している企業等（以下「障害者就労施設等」という。）からの購買など応援の取組を促進します。

② 企業・行政の取組の推進

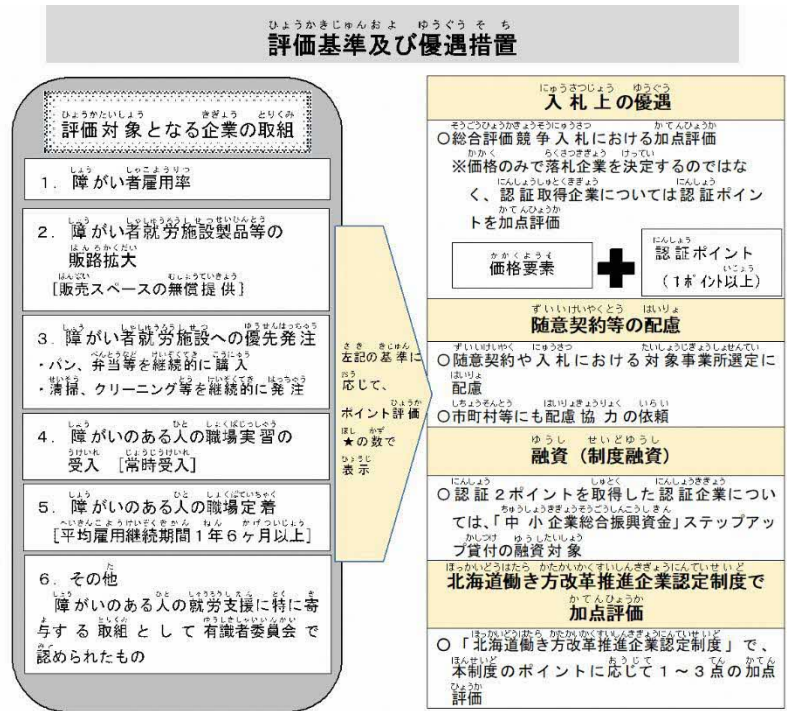
- ・ 関係機関と緊密に連携しながら、障害福祉サービス事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組を集中的かつ効果的に推進します。
- ・ 北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度*54」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション*55」により、企業等による障がいのある人の雇用や障がい者就労施設等への優先発注など、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、その内容を広く道民にPRします。
- ・ 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するための優遇措置として導入した道の低利融資や入札等での配慮について、より効果的な制度となるよう検討を行いながら、制度の普及・拡大を図ります。
- ・ 障がい者就労施設等の製品の販路拡大を図るため、流通事業者等の民間企業と連携・協働した取組を推進します。
- ・ 障がいのある人の就労支援に関する各種施策（福祉、雇用）や雇用に関する取組事例を企業や道民等に情報提供するとともに、市町村においても企業等に対する情報提供が行われるよう働きかけ、障がいのある人の雇用や就労についての理解を促進します。
- ・ 経済団体等へ障がいのある人の雇用を一層推進するよう要請します。
- ・ 道は、毎年、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針を策定し、特定随意契約制度*56の活用などにより、物品購入や役務の提供等について、障害者就労施設等に対する優先的な発注に努めるとともに障がいのある人を雇用する企業等への配慮措置につ

いて検討を行います。

また、市町村等に対して、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針の策定を促し、障害者就労施設等への発注促進について、働きかけを行います。

道の調達方針に基づき、指定法人は各部局等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、障害福祉サービス事業所が提供可能な物品等の情報の収集や提供、マッチング支援などの取組を行います。

図5 【就労支援企業認証制度】



(2) 一般就労の推進

【推進の視点】

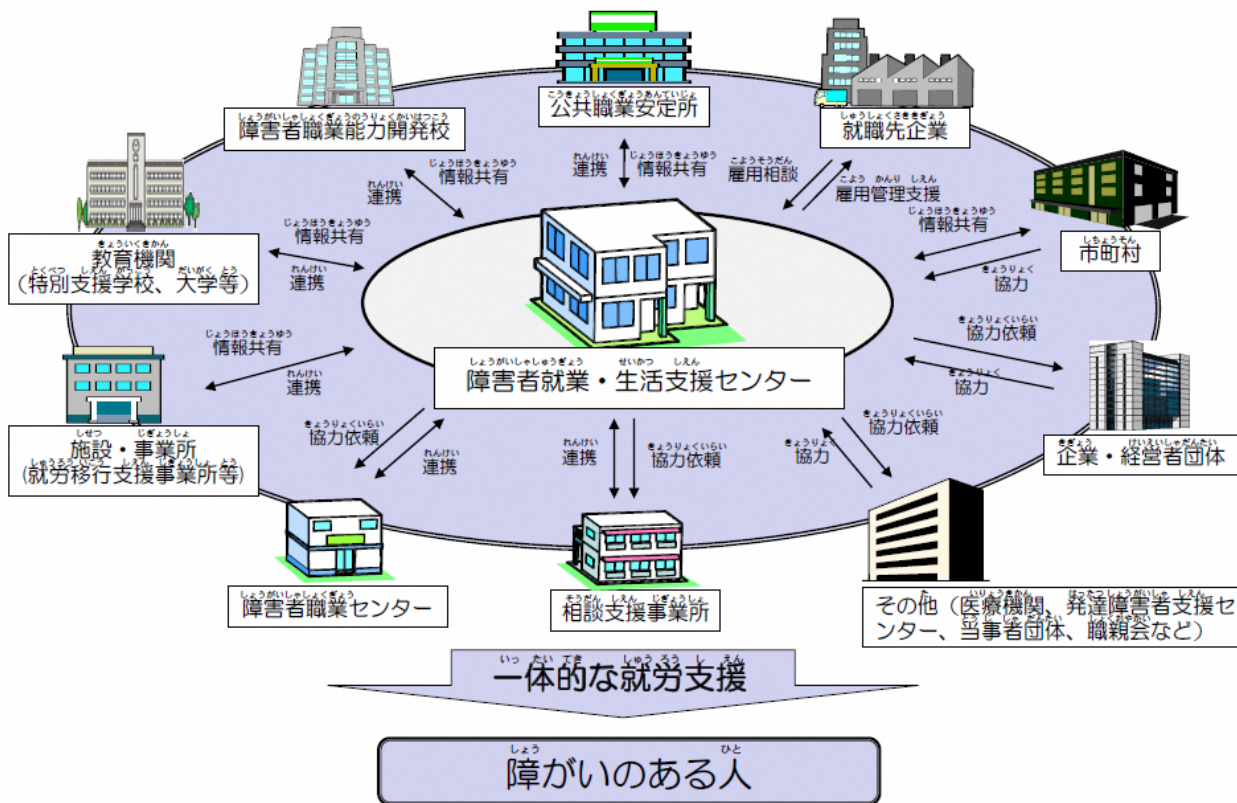
- 障がいのある人の就労支援を推進するためには、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、様々な分野において一体的に支援を行うとともに、地域においては、就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援ネットワークなどを活用し、関係機関や企業、市町村等との連携や協働を推進することが必要です。
- 障がい特性に応じた職場適応や職場定着のための支援を障がいのある人及び企業双方に行い、本人の能力・スキルの向上と環境整備が必要で。
- 一般就労及び職場定着の促進のために、就労系サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所）におけるサービスの質の向上と、就労支援担当職員等のスキル向上が必要で。
- 企業における障がいのある人の雇用率向上のため、厚生労働省・北海道労働局、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や協働を推進することが必要で。

【推進施策】

- ① 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議を中心に公共職業安定所、高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、高等技術専門学院、障害者職業能力開発校などの労働関係機関と協力して、制度、施策の横断的な調整に基づく一貫した雇用体制を推進し、地域の福祉施設、企業との連携づくりを進めます。
- 障害者就業・生活支援センターを中心に構築した就労支援ネットワークなどを活用し、地域における市町村、就労系サービス事業所、公共職業安定所、障害者職業センター*57、特別支援学校、中等教育機関、大学等高等教育機関、企業など、福祉・労働・教育等の関係機関、団体のネットワークの充実を進めます。
- 市町村の協議会や21障がい保健福祉圏域に設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会を活用して就労施策を推進します。

図6 【地域における就労支援ネットワーク】



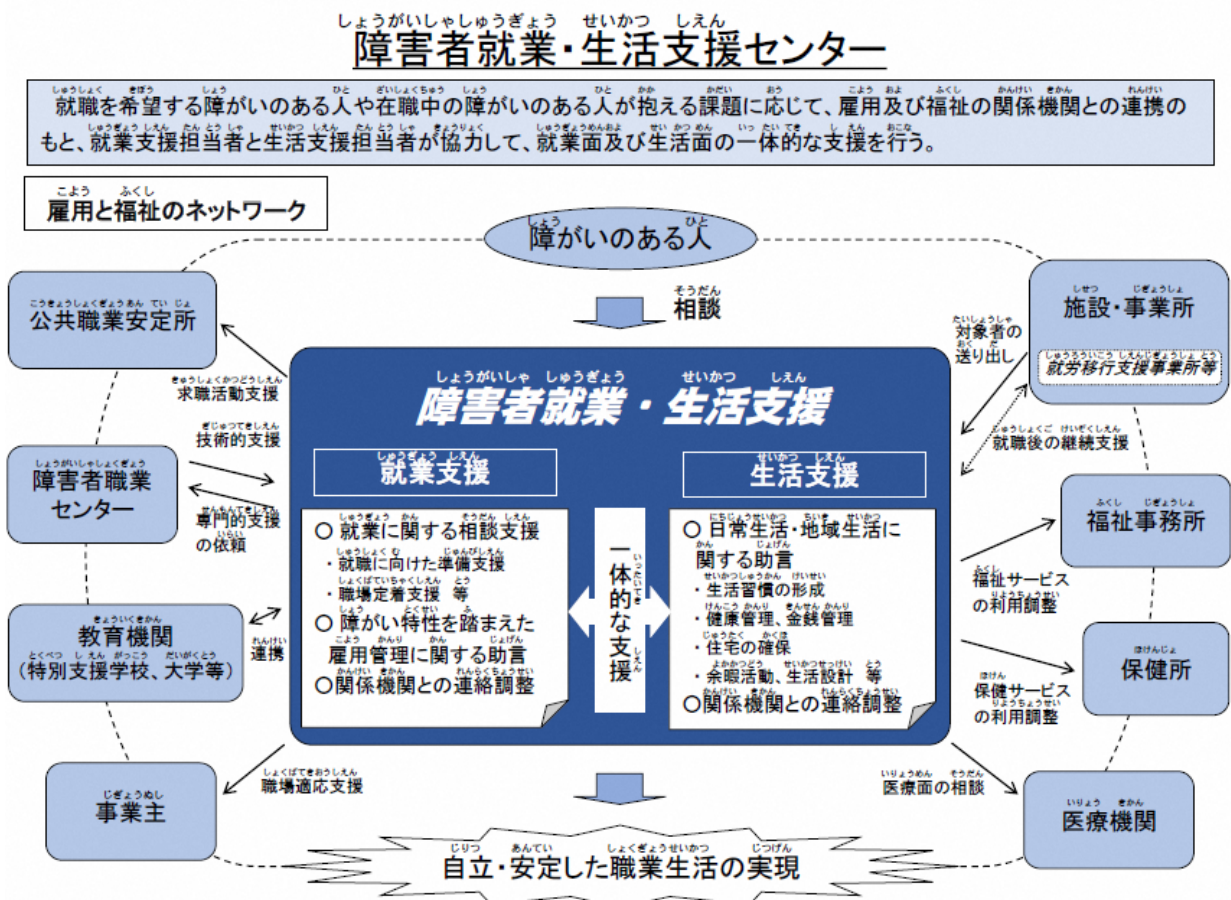
② 移行サポート体制の整備

- 障がいのある人に就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と職業準備訓練から職場定着までのプロセスごとに役割分担し、生活支援を含め、障がいの種別や本人の希望に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。
- また、21障がい保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターの設置を目指すことを基本としつつ、北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を伺いながら整備を進めます。
- 特別支援学校中等教育機関及び大学等高等教育機関からの卒業、医療機関からの退院に備え、就労系の障害福祉サービスの利用や就労適性等のアセスメントに取り組み市町村等を支援します。
- 職場での実習・体験を通じて働くことについての意欲を持ち、一般就労の可能性を引き出すこと

ができるよう、道における実習の受入や臨時職員としての任用を推進し、市町村における受入等についても要請します。

- ・ 障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間訓練機関等への委託訓練による知識・技能の習得の支援、企業見学会の実施等により一般就労の促進を図ります。
- ・ 就職等の困難性の高い精神障がい、発達障がい、難病などの障がいのある人に対し、関係機関と連携して専門的な支援を行います。
- ・ 地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。

図7 【障害者就業・生活支援センター】



③ 障がい者雇用企業や職場定着への支援

- ・ 障がいのある人が企業において職場環境に適應するための実地訓練を行う職場適應訓練の活用を促進します。
- ・ 障がいのある人の雇用の経験がない企業に、障がいのある人の雇用を取り組むきっかけづくりを進める障害者トライアル雇用制度*58の活用を促進します。
- ・ 障がいのある人の職場適應を容易にするために、企業へ派遣される職場適應援助者(ジョブコーチ)*59の活用を促進します。
- ・ 公共職業安定所を中心とした就職の準備段階から職場定着までの一連の支援(チーム支援)の活用が進むよう関係機関へ働きかけます。
- ・ 公共職業安定所と連携し、法定雇用率の周知を図るとともに、障がいのある人を雇用する企業

へへの支援策の活用が進むよう関係機関に働きかけます。

- 障がいのある人を雇用する企業に対する助成制度の活用を促進します。
- 障がいのある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関、家族等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する就労定着支援事業の活用を促進します。
- 精神障がいのある人の職場復帰や職場適応を円滑に進めるための職場復帰支援の活用を促進します。

④ 就労支援サービスの質の向上

- 経済団体や企業等に対して、特別支援学校の生徒が、一定期間企業で働く体験をする現場実習の受け入れ推進を図ります。
- 障害者雇用を促進するという長期的な視点から、企業が障害のある生徒や障害者雇用について理解するための機会を確保するため、企業を対象とした特別支援学校の見学会等の推進を図ります。

(3) 多様な就労の機会の確保

【推進の視点】

- 一般就労の推進や福祉的就労の底上げを図るためには、地域における関係機関等の連携・協力の下、障がいのある人の特性等を踏まえ、地域の実情などを踏まえた新たな取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所等における就労の場を拡大することが必要です。
- 就労系サービス事業所において、事業所以外での活動（施設外就労、施設外支援）の取組が進められています。一般就労の拡大に向けては、こうした企業や地域との連携が必要です。
- 障がい特性や個々の障がいのある人を取り巻く環境から、通勤が困難な障がいのある人が、在宅においても就業できる仕組みの整備が求められています。

【推進施策】

① 地域特性等を活かした就労機会の確保

- 地域の行政、企業、経済団体、福祉団体等の連携・協力体制の充実を図り、障害福祉サービス事業所に対して、農業、工業、観光業等の基幹産業の関係施策とタイアップした取組や、介護・福祉サービスなど新たな職域に進出している取組に関する情報提供を進め、地域特性、就労系障害福祉サービス事業所の特徴を活かした事業展開を促進します。
- 就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等の雇用につなげられない方や、就労の機会等を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される高齢者等を対象として、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施する体制づくりを促進します。

② 施設外就労等の就労形態の普及促進

● 施設外就労、施設外支援等の就労形態の普及促進

- 企業から請け負う作業を当該企業内で行う施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進するため優良な取組を紹介し

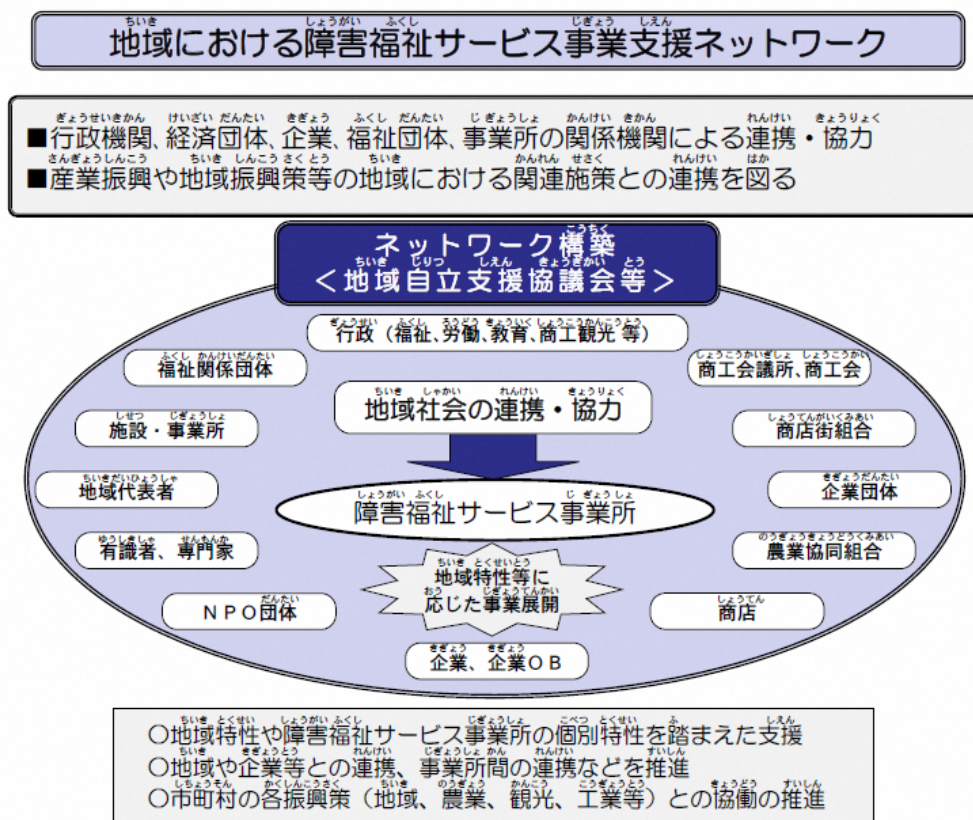
● 農福連携*61等の促進

- 障がいのある方の就労を促進するため、農福連携・水福連携など福祉と地場産業との連携を推進するとともに、農福連携技術支援者を育成し、農業現場に派遣するなど、地場産業や企業、市町村など地域における新たな就労場の創出と自立促進、各事業所等に対する支援に努めます。
- 農業分野での障がいのある方の就労を支援し、障がいのある方の工賃向上を図るため、障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント、農業生産者と障がい者就労施設のマッチング支援、障がい者就労施設への農業の専門家派遣を推進します。

③ ICT等を活かした在宅就労等の推進

- 道や市町村等の優先調達による在宅就業障がい者の受注機会の増加を図ります。
- 在宅就業障がい者に仕事を発注した企業に特例調整金等を支給する制度など各種支援策の周知を図り、活用を促進します。
- 創業を目指す障がいのある人を支援するため、取組事例や創業に必要なノウハウ習得のための研修などの情報提供に努めます。

図8 【地域における障害福祉サービス事業支援ネットワーク】



(4) 福祉的就労の底上げ

【推進の視点】

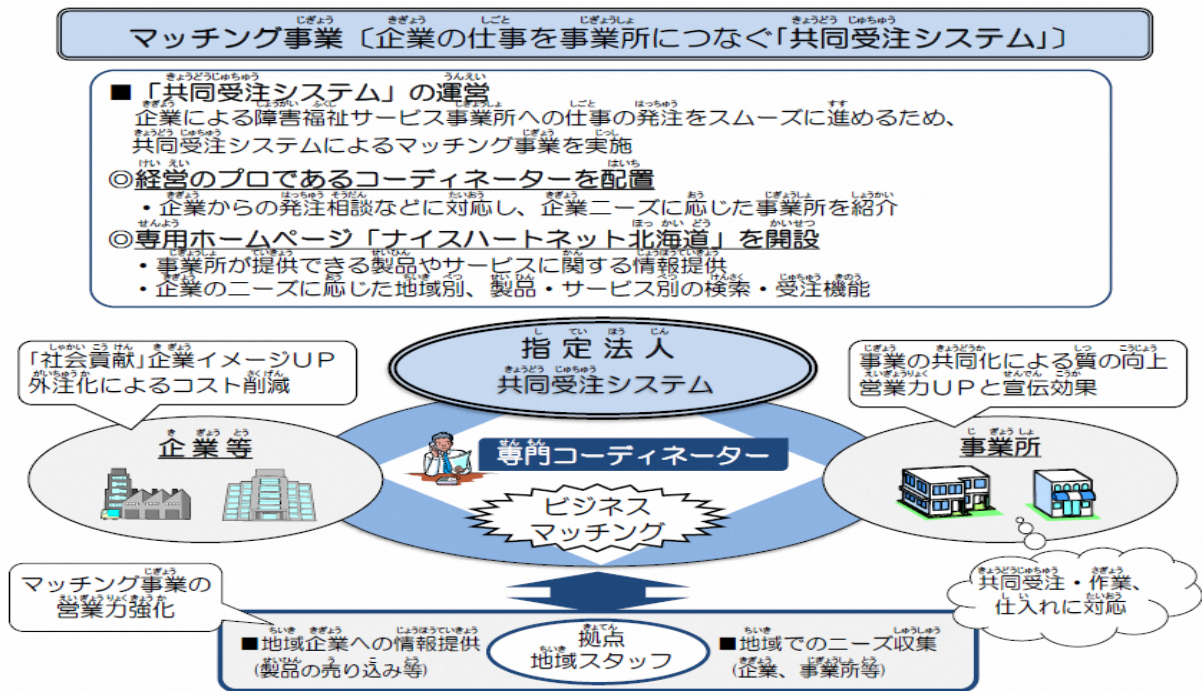
- 一般就労が困難な障がいのある人が工賃（賃金）と障害基礎年金などの社会保障給付により、地域で経済的に自立した生活が可能となるよう福祉的就労における工賃等の向上を図るため、障害福祉

サービス事業所に対する民間ノウハウを活用した総合的な支援が必要です。

【推進施策】

- ① 障害福祉サービス事業所の収益力の向上
- ・ 障害福祉サービス事業所に対し工賃向上計画の作成・推進に関する研修等を行うとともに、経営コンサルタント等による経営・事業改善、営業・製造技術等に関する助言や市場ニーズを踏まえた商品づくりをめざした商品改良や新商品開発に関する専門的な助言を行います。
 - ・ 障害福祉サービス事業所同士による原材料の共同購入や作業工程の分担、営業協力など連携体制づくりを推進します。
 - ・ 収益性の高い優良な障害福祉サービス事業所の生産技術・経営手法の紹介などにより、生産性の向上や新たな職域への事業展開などを推進します。
 - ・ 障害福祉サービス事業所が市場ニーズに対応した魅力ある製品や質の良い役務の提供を安定的に行うことができるよう、マーケティング手法等も取り入れて、市場ニーズ調査や製品等の評価を行い、障害福祉サービス事業所における商品づくり等の取組を促進します。
- ② 製品等の販路拡大
- ・ 企業が発注する業務を複数の障害福祉サービス事業所へスムーズにつなぐ「共同受注システム」の充実を図るとともに、専門コーディネーター及び道内拠点地域に配置する「地域スタッフ」により、製品・役務に関する情報提供や企業ニーズの収集など活発な営業活動を行うマッチング事業を推進します。
 - ・ 企業と障害福祉サービス事業所による商談会の開催や経済団体等が主催する商談会への参加などによりマッチング機会を拡大します。
 - ・ 行政機関の庁舎等のロビーや売店等のスペースを活用した障害福祉サービス事業所の販売コーナー設置など、行政における販売支援の取組を促進します。
 - ・ 大型商業施設等での販売機会の拡大や実証販売などを通じた製品改善、多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大を図ります。

図9 【共同受注システム】



II. 地域生活支援体制の充実
 4 相談支援体制・地域移行支援の充実

【現状と課題】

高齢化の進展などにより、障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、自立意識や在宅志向が高まる中で、施設や病院で生活している重度・重複障がいのある人も含め、地域生活への移行を希望する人が増加し、障害福祉サービスだけではなく、医療的ケアや意思疎通支援など、障がいのある人及びその家族のニーズは多様化しています。

こうした中、障害者自立支援法の施行により、障がい種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、障がいのある人の生活を支える福祉サービスの体系が見直され、平成25年には、障害者総合支援法が施行されました。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

【考え方】

どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。

(1) 生活支援体制の充実

すいしん してん
【推進の視点】

- ・ 在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには、介護者の急病等の緊急時において、障がいのある人の地域生活を支える機能の充実を図る必要があります。
- ・ 障がいのある人の自立支援のため、施設や病院からの地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活の拠点づくりを進める必要があります。
- ・ 地域生活支援拠点*³⁸等については、地域生活移行や親元からの自立等に関する相談、一人暮らしのための体験の機会や場の提供、ショートステイを活用した緊急時の受け入れ、支える人材の確保や専門性向上、コーディネーターの配置などの地域の体制づくりといった機能が必要です。
- ・ 地域生活の拠点づくりを進めるには、市町村の協議会などにおいて、障がいのある人やその家族、支援者などが参画して、各地域の既存の資源を活用するなど、実情に応じた整備方法について検討することが必要です。

すいしんしさく
【推進施策】

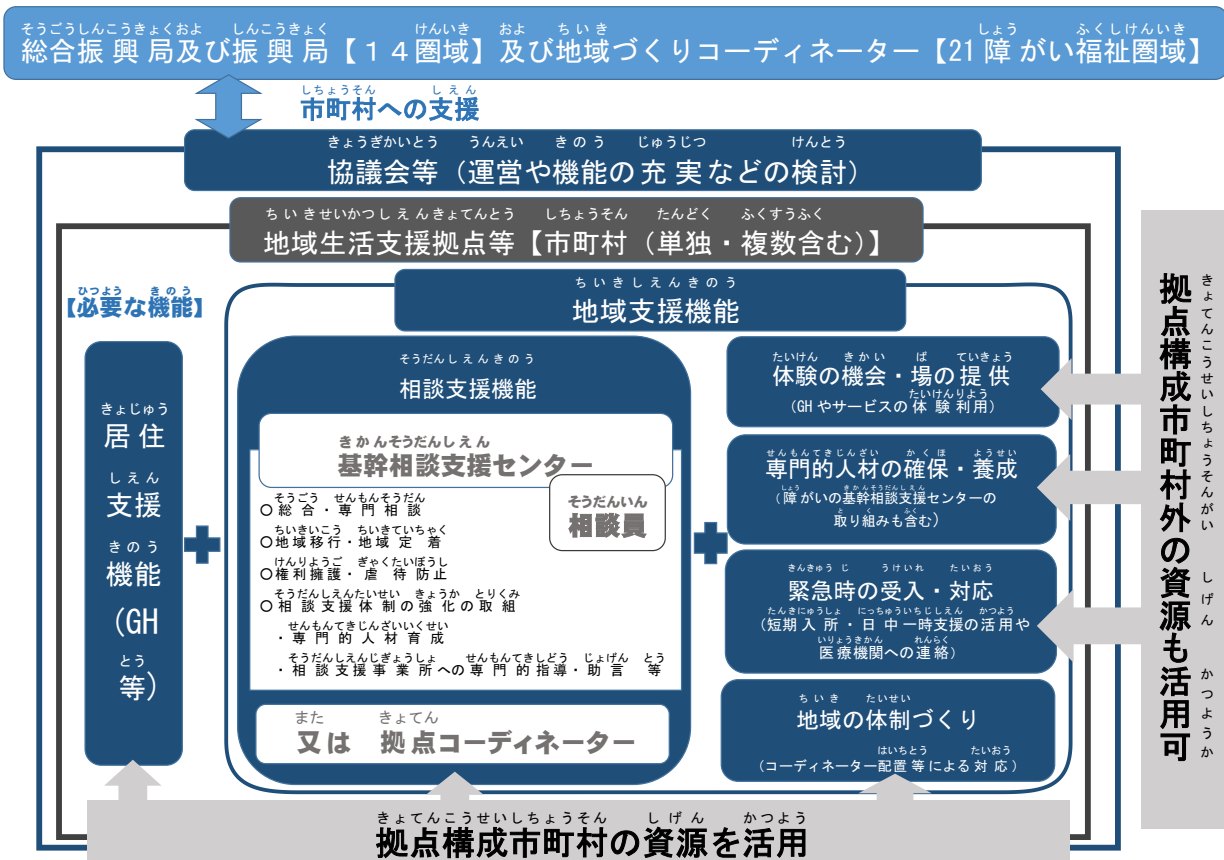
① 地域生活支援拠点等の整備・充実

- ・ 障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するために、グループホームなどを活用した居住支援機能と相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。
- ・ 地域生活支援拠点等については、身近な地域での支援が可能となるよう、道内のすべての市町村に整備することとします。
- ・ 地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているか、中長期的に必要な機能を見直し検証していくこととし、これらの効果的な運営の継続の検討にあたっては、市町村の協議会等を見直し活用します。また、機能の充実に資するよう他市町村における好事例の紹介など必要な支援を行います。
- ・ 広域、分散という北海道の地域特性を踏まえ、障がいのある人等の生活をより身近な地域で支える核として機能させるため、地域生活支援拠点等に関わるすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、高齢者福祉施策などの他施策や他職種と連携した整備を促進します。
- ・ 道においては、地域生活への移行を推進する観点から入所施設の創設は基本的には行わないこととしていることや、地域が一体感をもった支援を行うため、複数の事業所が協力して機能を分担する面的整備を中心として整備をすることとします。
- ・ 市町村によって利用者の状況やサービス事業者の整備状況が異なることなどから、複数市町村による共同整備も検討しながら整備を進めます。
なお、複数市町村による共同整備の検討に当たっては、「障がい福祉計画等圏域連絡協議会」の場を活用するとともに、地域づくりコーディネーターが支援します。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組が進んでいない市町村においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努めることとし、道においても、整備に向けて早期の検討を促すとともに、地域の現状や課題等を把握

きょうゆう けいぞくてき しえん はか
し共有するなど、継続的な支援を図ります。

- ・ 地域における複数の事業所が協力して役割を分担する面的整備を中心に整備を進めることとしますが、社会資源に地域間格差が生じていることから、居住支援機能、相談及びコーディネート機能については、拠点構成市町村内の資源を活用し、その他の機能(体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保)については、他市町村の資源も活用可能とし、既にある関係機関との連携体制を強化させるなどして整備を進めます。
- ・ 原則5つの機能すべてを備えることとするが、必要な機能やその充足の程度については、地域の実情を踏まえて判断し整備を進めるよう、市町村に対し必要な支援を行います。

図10 【地域生活支援拠点等の整備イメージ】



- ・ 相談支援機能、地域の体制づくり、専門的人材の確保・定着・養成及び、コーディネート機能については、コーディネーターの配置や「基幹相談支援センター」の体制整備を図ることなどを基本として体制の整備を進めます。
- ・ 「基幹相談支援センター」が未整備な地域においては、複数市町村など広域での設置を促進します。
- ・ 居住支援機能及び体験の機会・場の確保については、本人の希望や障がいの特性に応じたグループホームやアパートなど、多様な住まいの確保について市町村に対し必要な支援を行うとともに、障がいのある人の自立に向けて、グループホーム等の活用による一人暮らしの体験ができる場の拡充を図ります。
- ・ 緊急時の受け入れ・対応の機能については、家族の休息(レスパイト*39)や緊急時の一時保護対応のため、短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援を活用するなどの、連携体制の整備を進めます。

- ・ なお、地域生活支援拠点等の運営や機能の充実にあたっては、市町村等の協議会等において、十分に検討するものとします。

② 生涯を通じた支援の確保

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすためには、生涯を通じた支援が必要であることから、地域自立支援協議会などを中心に、市町村や教育委員会をはじめ、保健、医療、福祉、労働、経済その他地域の関係機関が連携して支援する体制づくりを促進します。
- ・ 障がいのある人が生涯を通じて必要な医療サービスを受けることができるよう、医療機関相互や医療機関と相談支援事業所等との連携の強化に取り組むなど、障がい特性に応じた受診しやすい環境の整備に努めます。

(2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化

【推進の視点】

- ・ 「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。
また、相談支援事業所の地域移行支援の対象である救護施設等に入所している障がいのある人の地域生活移行についても取り組む必要があります。
さらに、市町村と緊密に連携し、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を図る必要があります。
- ・ 障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。
- ・ 障がい児相談支援についても、身近な地域において、障がいの気づきの段階から、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がいのある子ども本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、障がいのある人に対する相談支援へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携体制の構築が必要です。
- ・ 全国と比較しても施設入所者が多い北海道において入所施設から地域生活への移行を促進するためには、施設入所者の意向把握、施設入所者に対する地域生活に関する説明、地域生活の体験、入所施設と受入地域との連携、地域生活移行後のフォローなど関係者が連携し、地域生活への移行促進を図ることが必要です。
- ・ 相談支援の窓口が、障害のある人にとって相談しやすいものとなるよう、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな対応ができるピアスタッフなどの活用を図り、その活動を推進します。
- ・ 市町村が設置する障害者相談員、精神障がい者家族相談員、難病相談員、民生委員・児童委員等への情報の提供や研修による資質の向上を図り、障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制や機能の充実に努めます。
- ・ 保健所に心の健康相談窓口を設置するとともに、精神保健福祉センターと連携して市町村や関係機関に対する支援を行うほか、訪問による生活指導を実施するなど、精神障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。
また、精神障がいのある人やその家族、地域住民等を対象とした講習会などを開催し、精神

しっかん しょう たい ちしき ふきゅう はか
疾患や障がいに対する知識の普及を図ります。

- しょう ひとおほ かぞく かか ふくごうてき かだい はあく てきせつ ほけん いりょう ふくし とう
障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等
につなげるとともに、しちょうそん そうだんしえんじぎょうしょ たかんけいきかん れんけい つと ひつよう
市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。

すいしんしさく
【推進施策】

① 生活全般を支える相談支援体制の構築

- しちょうそん ちゅうしん しょう ひと たいしやう いっ しょ たいおう
市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべてに対応
できる。）で、ちゅうりつ こうへい そうだんしえん おこな ちいき かつよう そうごうてき
中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的な
相談業務等の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備や、虐待に関する総合的窓口である
「市町村障害者虐待防止センター」及び、差別に関する市町村の相談窓口の充実を図るとともに、
しちょうそん きやうぎかい きのうきやうか ちゅうしん ちいき かんけいきかん じゅうじつ はか
市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図ります。
きかんそうだんしえん せいび ちいき かつよう しちょうそん
「基幹相談支援センター」の整備にあたっては、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村の
協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう支援します。

また、すでに整備されている市町村についても、関係機関との連携の充実に向けて支援していきま
す。

- ちいき しょう しゃそうだんしえん かん しどうてきやくわり にな しゆにんそうだんしえんせんもんいん けいかくてき ようせい
地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成しま
す。
そうだんしえんきのう しえんたいせい めざ すがた ほつかいどうしょう しゃじょうれい
相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に
基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。

その際、障がい者支援の観点から、地域の課題やニーズを把握し、検証・評価を行うとともに、
かいけつ む しちょうそんとう かんけいしゃ いったい ちいきしげん かつよう けんとう さら きやうか
その解決に向け、市町村等の関係者が一体となり、あらゆる地域資源の活用を検討しながら更なる強化・
じゅうじつ む とく 充実に向けて取り組みます。

また、しょう ちゅうれいしゃ じんそく ちやうせい おこな かいごしえんせんもんいん
障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネ
ージャー）や地域包括支援センター等と連携を図ります。

ちいき
〈地域づくりガイドラインについて〉

ちいき ほつかいどうしょう しゃじょうれいだい じやう ちいきかん ふくし とう かくさ
地域づくりガイドラインとは、北海道障がい者条例第22条により、地域間の福祉サービス等の格差
およ しょう うむ ていど しゃかいさんか きかい ふきんこう ぜせい はか しょう しゃ く
及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやす
ちいき すいしん しちょうそん じっし のぞ じこうとう きほんてき ししん さだ
い地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針を定めたもので
あり、次の項目が盛り込まれています。

- ちいき く しょう しゃ たい そうだんしえんたいせい かくほ
1 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保
- ちいき こうちく しちょうそん きやうぎかい せつち うんえい
2 ネットワークの構築（市町村の協議会の設置・運営）
- しょう しゃ しょう しゃ しえん かん しゃかいしげん じったいはあく
3 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握
- ちいきじゅうみん かんけいしゃ れんけい しょう しゃ しえんたいせい かくほ さいがいじ しえん ふく
4 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（災害時の支援を含む）
- しょう しゃ しゅうろうしえん
5 障がい者の就労支援
- た しちょうそん きやうぎかい きのう かくほ
6 その他（市町村の協議会の機能の確保）

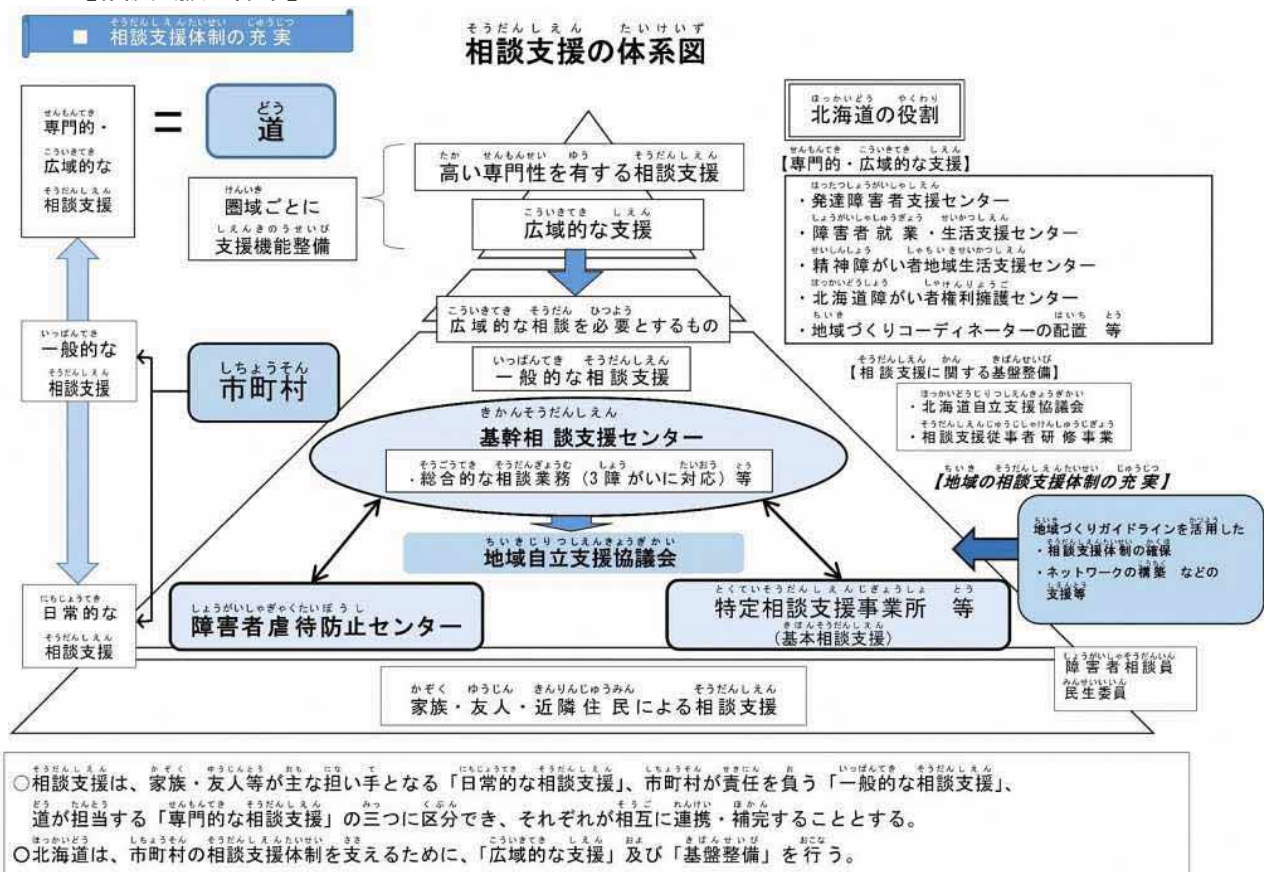
- しちょうそん そうだんしえん けんりやうご じゅうじつ とうじしゃ きも よ そ こま しえん
市町村における相談支援や権利擁護を充実するため、当事者の気持ちに寄り添い、きめ細やかな支援
がができるピアサポーターの養成を図り、その活動を推進します。

- ・ 難病患者や重症心身障がい児者、医療的ケアの必要な障がい児等の多様な障がい特性に応じた適切な支援についても、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員に向けた研修などの機会を通じて、十分な理解が図られるよう支援するほか、地域づくりコーディネーターを活用し、利用者本位の計画策定について支援します。
- ・ 道の地域相談員^{*32}及び市町村の障害者相談員^{*33}等に対して、相談技術向上のための研修による資質の向上を図り、障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制や機能の充実を図ります。
- ・ 適切な支援の提供が障がいのある人の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員においては、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要であるため、その知識の習得に向けて支援していきます。

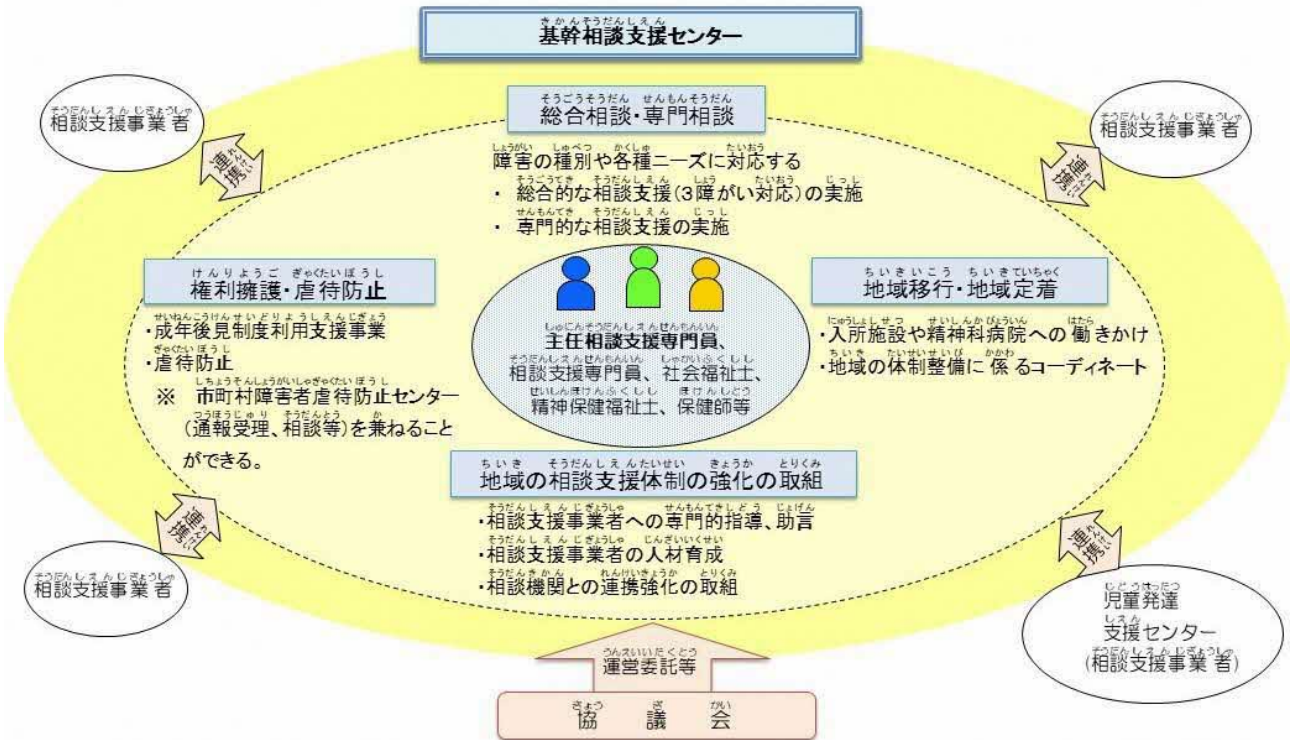
② 専門的支援

- ・ 地域において十分な専門性を確保することが困難な、発達障がいのある人に対する支援のため、「発達障害者支援（地域）センター」を活用した支援に取り組みます。
- ・ 市町村が進める発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援体制づくりを支援し、市町村が指定する指定障害児相談支援事業所を中心とした支援体制の充実に取り組みます。
- ・ 地域で暮らす障がいのある人の就労を促進するため、就労面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター^{*34}」を中心とした支援体制の充実を図ります。

図11 【相談支援の体系】



きかんそうだんしえん
基幹相談支援センターについて



③ 地域移行・地域定着の促進

- 市町村、一般相談支援事業者、施設などが連携する地域移行、地域定着の取組が円滑に進むよう、相談支援従事者の養成や必要な相談支援事業所の指定などに取り組みます。
- 各圏域の地域づくりコーディネーターを活用し、各地域の基幹相談支援センター、相談支援事業所、ピアサポーター等の関係者と連携を図りながら、施設入所者に対する説明、地域生活体験の受入地域との調整や地域生活移行後の事後フォローなど総合的な支援を強化します。
- 関係団体等との協力を得ながら定期的に施設入所者の意向把握が行われるような取組を進めます。
- 入所施設と相談支援事業所が連携し、サービス等利用計画と個別支援計画により的確に入所者の意向を把握するとともに、その後の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活移行のための支援に係るニーズ把握を進めます。
- 広域な北海道において、住み慣れた地域での生活の実現に向け、地域づくりコーディネーターが圏域を超えた必要な調整を行い、障がいのある人の地域生活移行を支援します。
- 救護施設に入所している障がいのある人の地域生活移行については、関係機関と協議、連携しながら取り組んでいきます。
- 障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行については、市町村、施設、学校及び障害者相談支援事業所等が連携、協議する体制を整備し、本人の意思を尊重し、適した進路支援に取り組んでいきます。
- 矯正施設等に入所している障がいがある自立した生活を送ることが困難な人に対しては、退所後、障害福祉サービスに繋がるよう矯正施設等、保護観察所、地域生活定着支援センター*37等